

国民健康保険に加入しているみなさんへ 国民健康保険税のお知らせ

税務課税制係 ☎(63)2117

医療制度改革により、一部の人は10月から国保税の年金天引き（特別徴収）が始まります。国保税の納付方法とその時期についてお知らせします。

平成20年度の納税通知書は、7月15日に発送します

国保税の納税義務者は世帯主です。世帯主が職場の健康保険などに加入していても、家族の中に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に届きます。必ず納期限内に納めましょう。

一部の人は、10月から国保税の年金天引き（特別徴収）が始まります

対象となるのは、次の①～③の条件をすべて満たす人です。

- ①世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯を除く）
- ②年額18万円以上の年金を受給している人
- ③国保税と介護保険料との合算額が天引き対象となる年金受給額の1/2を超えない人

※条件に当てはまらない人は、今までどおり納付書や口座振替による納付（普通徴収）となります。
※年度途中で75歳になる人は対象になりません。

納期と納付方法

○年金天引き（特別徴収）の場合

10月から開始されますので、それ以前の7月から9月は今までどおり普通徴収（納付書や口座振替による納付）となります。

普通徴収	第1期	平成20年 7月31日
	第2期	9月 1日
	第3期	9月30日
年金天引き （特別徴収）	10月	10月年金支給日
	12月	12月年金支給日
	2月	平成21年 2月年金支給日

○普通徴収の場合

納期は年8回（7月～翌年2月）で、納期限は月末（月末が休日の場合はその翌日）です。口座振替の場合は納期限日に振り替えます。

第1期（全期）	平成20年 7月31日
第2期	9月 1日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	12月 1日
第6期	平成21年 1月 5日
第7期	2月 2日
第8期	3月 2日



国保は安心して医療を受けられるための制度です

昭和15年1月2日以前生まれの年金受給者のみなさんへ

国の公的年金控除の見直しにより、年金受給者の国保税負担額が増える場合があります。このため、急激に国保税が増えることを抑えるために平成18年度と19年度の2年間は特別控除が設けられていました。19年度では7万円を特別控除しましたが、今年度は適用がなくなります。特別控除がなくなることで、所得金額が増えなくても、国保税の負担額が増える場合があります。